

【表紙】

【提出書類】 外国会社届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月2日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 キャピタル・ペンションズ・アンド・イシュアンス・ディレクター  
リチャード・シュリンプトン  
(Richard Shrimpton, Capital, Pensions and Issuance Director)

【本店の所在の場所】 連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド  
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋  
弁護士 二 村 佑

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第1回円貨社債(2016):50億円(予定)  
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第3回円貨社債(2016):50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【外国会社届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年11月22日付で提出した外国会社届出書およびその補足書類の記載事項のうち、第一部証券情報に記載した利率についての仮条件を提示し、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債（2016）の募集取止め、募集要項の一部変更および募集又は売出しに関する特別記載事項の記載内容の一部変更を反映し、また、外国会社届出書（開示府令第七号の五様式）の補足書類（3）の記載内容の一部を明確化のために訂正することとなりましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 社債（短期社債を除く。）の募集

2 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

募集又は売出しに関する特別記載事項

第4 その他の記載事項

外国会社届出書（開示府令第七号の五様式）の補足書類（3）

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

### 【表紙】

（訂正前）

< 前略 >

### 【届出の対象とした募集金額】

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー

第1回円貨社債（2016）：50億円（予定）

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー

第2回円貨社債（2016）：50億円（予定）

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー

第3回円貨社債（2016）：50億円（予定）

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

【届出の対象とした募集金額】

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第1回円貨社債(2016):50億円(予定)  
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第3回円貨社債(2016):50億円(予定)

<後略>

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

(訂正前)

本「第1 募集要項」には、3本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第1回円貨社債(2016)(以下「第1回円貨社債」という。)、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)(以下「第2回円貨社債」という。)およびロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第3回円貨社債(2016)(以下「第3回円貨社債」という。)ごとに異なる取扱いがなされる場合またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第1回円貨社債>、<第2回円貨社債>および<第3回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債にかかる用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及するときは当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら3本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

なお、発行会社は3本の社債を起債する予定であるが、本社債の需要状況を勘案して、第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債のうちの一つまたは複数の募集を取り止める可能性がある。

## 1【社債(短期社債を除く。)の募集】

本社債の未定事項または予定事項は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

## &lt;第1回円貨社債&gt;

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第1回円貨社債(2016)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年6月15日および 12月15日(注5)	償還期限	2021年12月15日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し

申込期間	2016年12月8日(注7)	払込期日	2016年12月15日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 本社債は、初回の利払日(下記「利息支払の方法」に定義する。)前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要-11 連合王国における課税」を参照のこと。
- (注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注4) 利率は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。
- (注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。
- (注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

#### < 第2回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年6月15日および 12月15日(注5)	償還期限	2023年12月15日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2016年12月8日(注7)	払込期日	2016年12月15日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。
- (注2) 本社債は、初回の利払日(下記「利息支払の方法」に定義する。)前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要-11 連合王国における課税」を参照のこと。
- (注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社

債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

### < 第3回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第3回円貨社債(2016)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年6月15日および 12月15日(注5)	償還期限	2026年12月15日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2016年12月8日(注7)	払込期日	2016年12月15日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は、初回の利払日(下記「利息支払の方法」に定義する。)前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要-11 連合王国における課税」を参照のこと。

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

< 中略 >

引受人

< 第1回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2016年12月8 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		5,000(予定)	

< 第2回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2016年12月8 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		5,000(予定)	

< 第3回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2016年12月8 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けさ れ、一般に募集さ れる。左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		5,000(予定)	

< 中略 >

利息支払の方法

< 中略 >

< 第2回円貨社債 >

本社債の利息は2016年12月16日(その日を含む。)から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日(その日を含む。)までこれを付し、2017年6月15日を初回とし、毎年6月15日および12月15日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人(以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。)が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

< 中略 >

## 償還の方法

### (1) 満期償還

< 中略 >

#### < 第2回円貨社債 >

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年12月15日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 中略 >

## 摘 要

< 中略 >

## 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意

< 中略 >

(△) 本「摘要 - 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。）は、発行会社の負担とする。

< 中略 >

### 2 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
150億円（予定）（注1）	（未定）（注2）	（未定）（注2）

（注1）第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債の発行総額の合計である。当該金額は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

< 後略 >

（訂正後）

（注）以下、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債（2016）に関する情報をすべて削除しております。

本「第1 募集要項」には、2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第1回円貨社債（2016）（以下「第1回円貨社債」という。）およびロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第3回円貨社債（2016）（以下「第3回円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第1回円貨社債＞および＜第3回円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」、「幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債および第3回円貨社債にかかる用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及するときは当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら2本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

### 1【社債（短期社債を除く。）の募集】

本社債の未定事項または予定事項は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

#### < 第1回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第1回円貨社債（2016）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（%）	（未定） （年0.10%～1.10%を 仮条件とする。）（注4）
利払日	毎年6月15日および 12月15日（注5）	償還期限	2021年12月15日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2016年12月8日（注7）	払込期日	2016年12月15日（注8）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注1）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注2）本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクステンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要 - 11 連合王国における課税」を参照のこと。

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(注) ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)に関する情報を削除しております。

### < 第3回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第3回円貨社債(2016)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	(未定) (年0.50%~1.50%を 仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年6月15日および 12月15日(注5)	償還期限	2026年12月15日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2016年12月8日(注7)	払込期日	2016年12月15日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は、初回の利払日(下記「利息支払の方法」に定義する。)前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要-11 連合王国における課税」を参照のこと。

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

&lt; 中略 &gt;

## 引 受 人

## &lt; 第 1 回円貨社債 &gt;

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と幹事会社との間で 2016 年 12 月 8 日 (予定) に調印される元引受契約に従い幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受の条件は未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社  (上記3社を「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
合 計		5,000 (予定)	

(注) ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)に関する情報を削除しております。

## &lt; 第 3 回円貨社債 &gt;

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	幹事会社が連帯して 本社債の発行総額を引受けるの で、個々の幹事会 社の引受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と幹 事会社との間で 2016年12月8日 (予定)に調印さ れる元引受契約に 従い幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。左記 以外の元引受の条 件は未定である が、本社債の条件 決定日に、発行条 件とともに決定さ れる予定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社  (上記3社を「共同主幹事会社」と 総称する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		5,000 (予定)	

&lt; 中略 &gt;

## 利息支払の方法

&lt; 中略 &gt;

(注) ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

## 償還の方法

## (1) 満期償還

&lt; 中略 &gt;

(注) ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)に関する情報を削除しております。

&lt; 中略 &gt;

## 摘 要

&lt; 中略 &gt;

## 9 英国バイルイン権限の行使に関する合意および相殺権の放棄

&lt; 中略 &gt;

(ハ) 各本社債権者は、本社債を買い取ることにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得べき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。

(ト) 本「摘要 - 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意および相殺権の放棄」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。）は、発行会社の負担とする。

< 中略 >

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
100億円（予定）（注1）	（未定）（注2）	（未定）（注2）

（注1）第1回円貨社債および第3回円貨社債の発行総額の合計である。当該金額は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

< 後略 >

## 募集又は売出しに関する特別記載事項

（訂正前）

**本社債権者は、社債の要項（上記「第1 募集要項 - 摘要 - 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意」を参照のこと）に基づいて、英国ベイルイン権限の行使に拘束され、英国ベイルイン権限が行使された場合、本社債権者の権利は当該権限行使にしたがって影響および変更を受けることとなる。さらに、投資家は、とりわけ以下に記載する結果を被る可能性があることに留意すべきである。**

- ・ 関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ベイルイン権限が行使された場合、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、発行会社は、未償還の本社債の元金が関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に服する限度で、本社債に基づく（元金の返済、利息の支払いおよび期限の到来したその他の支払いに係る）支払義務を免除されること。
- ・ 英国ベイルイン権限の行使後に、発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社が支払うことが許容される金額を超過して本社債権者に対してなされた本社債の元金の返済および利息の支払いは、無効とされ、支払いを受けた本社債権者は、直ちに受領した金額の発行会社への返還を求められること。
- ・ いずれの本社債権者も、英国ベイルイン権限の行使後、本社債に関する権利および権限が英国ベイルイン権限の効果により消却され、削減されまたは転換された限度において、相殺の時点で発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき本社債権者が相殺することが許容される場合を除き、その時点で発行会社に対して負担しているその他の債務と本社債に関する元金の返済または利息の支払いについての従前の権利および権限とを相殺することを禁止されること。

詳細については、補足書類(1)の「第三部 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」 規制上および法務上のリスク」の「当グループおよび英国子会社に改正後の2009年銀行法の規定が適用される可能性があり、そのことが当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

<後略>

(訂正後)

本社債権者は、社債の要項(上記「第1 募集要項 - 摘要 - 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意および相殺権の放棄」を参照のこと)に基づいて、英国ベイルイン権限の行使に拘束され、英国ベイルイン権限が行使された場合、本社債権者の権利は当該権限行使にしたがって影響および変更を受けることとなる。さらに、投資家は、とりわけ以下に記載する結果を被る可能性があることに留意すべきである。

- ・ 関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ベイルイン権限が行使された場合、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、発行会社は、未償還の本社債の元金が関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に服する限度で、本社債に基づく(元金の返済、利息の支払いおよび期限の到来したその他の支払いに係る)支払義務を免除されること。
- ・ 英国ベイルイン権限の行使後に、発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社が支払うことが許容される金額を超過して本社債権者に対してなされた本社債の元金の返済および利息の支払いは、無効とされ、支払いを受けた本社債権者は、直ちに受領した金額の発行会社への返還を求められること。

詳細については、補足書類(1)の「第三部 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」 規制上および法務上のリスク」の「当グループおよび英国子会社に改正後の2009年銀行法の規定が適用される可能性があり、そのことが当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

なお、本社債権者は、本社債を買い取ることにより、発行会社の解散前または解散中を問わず、当該本社債権者が発行会社に対して本来有し得るべき本社債に関する相殺権、抗弁権または差引計算権を、放棄したものとみなされる。

<後略>

#### 第4【その他の記載事項】

(訂正前)

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

<後略>

(訂正後)

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称、共同主幹事会社の名称ならびに下記の文言を記載する。

「(注)ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債(2016)の募集は取り止めております。」

< 後略 >

### 外国会社届出書(開示府令第七号の五様式)の補足書類(3)

(訂正前)

< 前略 >

第七号様式による有価証券届出書に記載すべき事項	左記事項に相当する外国会社届出書の記載事項
< 中略 >	
注記	P. 292, Forward looking statements, AR&A 2015 P. 293-295, Glossary, AR&A 2015 Inside cover, Basis of presentation, forward looking statements, HY 2016 P. 95, Summary of alternative performance measures, HY 2016

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

第七号様式による有価証券届出書に記載すべき事項	左記事項に相当する外国会社届出書の記載事項
< 中略 >	
[将来に関する記述、用語、表示の基礎および代替的業績指標の要約に関する説明]	P. 292, Forward looking statements, AR&A 2015 P. 293-295, Glossary, AR&A 2015 Inside cover, Basis of presentation, forward looking statements, HY 2016 P. 95, Summary of alternative performance measures, HY 2016

< 後略 >